

第七十号議案

江戸川区立ホテルシーサイド江戸川の指定管理者の指定について

右の議案を提出する。

平成二十七年十一月二十六日

提出者

江戸川区長 多

田

正

見

江戸川区立ホテルシーサイド江戸川の指定管理者の指定について
 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第六項の規定により、江戸川区立ホテルシーサイド江戸川の指定管理者を次のように指定する。

名 称		指 定 管 理 者	指 定 の 期 間
所 在 地	名 称		
江戸川区立ホテルシーサイド江戸川 港区虎ノ門二丁目一〇番四号 横浜市西区みなとみらい二丁目二番一号 横浜ランドマークタワー	ホテルオークラエンタープライズ・ハリマビステム共同事業体 構成員（代表者） 株式会社ホテルオークラエンタープライズ 代表取締役 小泉 哲司 構成員 株式会社ハリマビステム 代表取締役 鴻 義久	平成二十八年四月一日から平成三十八年三月三十一日まで	

（説明）

平成二十八年三月三十一日に指定期間が終了することにより、同年四月一日からの江戸川区立ホテルシーサイド江戸川の指定管理者を指定する必要があるので、本案を提出いたします。